

一般社団法人日本不整脈心電学会「ロゴマーク」使用規程

一般社団法人日本不整脈心電学会（以下「本学会」という）は、商標権を有するロゴマーク（以下「ロゴマーク」）の使用規程を下記のとおり定める。

（趣旨）

第1条 本学会が商標権を有するロゴマークの適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

（種類）

第2条 ロゴマークは、本学会ロゴマーク（以下「本学会ロゴマーク」という。）および本学会が認定する資格試験、検定試験にかかるロゴマーク（以下「認定ロゴマーク」という。）の2種とする。

（使用許可機関および管理機関）

第3条 ロゴマークの使用許可および管理は本学会が行う。

（使用者）

第4条 ロゴマークの使用許可を得られるものは、本学会と共催セミナー等を行う企業および本学会が認定する資格試験、検定試験に合格した個人とする。ただし、本学会が特に認めた個人もしくは団体は許可を得ることができる。

（使用範囲）

第5条 ロゴマークは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 本学会ロゴマークは、本学会と共催セミナー等を行う際のポスター、チラシのほか、本学会が特に認めた場合。
- (2) 認定ロゴマークは、本学会が認定する資格、検定試験に合格した個人の名刺のほか本学会が特に認めた場合。

2 提供したロゴマークデータは拡大縮小を除きそのまま利用することとし、変更はしない。

（使用申請手続き）

第6条 本学会ロゴマークの使用を希望する企業は、メールにて事務局まで問い合わせ許可を得るものとする。ただし、共催セミナー等のポスター、チラシを除いて許可を希望する場合は、所定の申込書にて使用申請手続きを行う。

- 2 認定ロゴマークの使用を希望する個人および特別の許可を得ることを希望する個人もしくは団体は、各資格試験、検定試験のホームページに記載された所定の方法にて使用申請手続きを行う。

(使用許可)

第7条 申請があった場合は、手順に従い、メールにて使用許可の返信とロゴマークデータの提供を行う。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用期間)

第9条 本学会ロゴマークの使用期間は、許可後日から共催セミナー等の終了時、もしくは使用許可を与えた催事等の終了時までとする。

- 2 認定ロゴマークの使用期間は、許可日から資格の喪失時もしくは部署移動などで本人が必要としなくなった時までとする。

(使用許可の取消し)

第10条 本学会は、ロゴマークの使用許可を有するものが使用範囲を超えて使用する場合、使用許可を取り消すことができる。

(責任の制限)

第11条 ロゴマークの使用許可を有するものが、ロゴマークを使用したことによって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においても、本学会は賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第12条 ロゴマークの使用許可を有するものは、使用許可の権利を第三者に譲渡することはできない。